

— 6月の各種事業案内 —

健康課

	とき	ところ	内容
乳幼児健康相談 (のびのび広場相談)	6月1日(木)、29日(木) 9:30~11:00	保健センター	▷身体測定、育児および保健・栄養相談・母乳相談 ▷歯科相談(保健センター・公民館東分館のみ実施) 対 乳幼児。妊産婦 他 持ち物等があります。事前に予約してください。月1回のみ参加可
	6月2日(金) 13:30~15:00	婦人会館	
	6月7日(水) 13:30~15:00	公民館貫井南分館	
	6月21日(水) 13:30~15:00	公民館東分館	
	6月26日(月) 13:30~15:00	桜町上水会館	
歯科健康相談 (歯科医師)	6月21日(水) 15:00~16:15	保健センター	[担当医] 荒 ▷要予約
栄養相談 (管理栄養士)	6月16日(金) 13:30~15:30	保健センター	▷食生活で気になること、離乳食など▷要予約

*保健師・管理栄養士・歯科衛生士による電話相談は随時受け付けます

健康ガイド

健康課(保健センター)
☎042-321-1240
〒184-0015
貫井北町5-18-18

6月の乳幼児・産婦健康診査

対象の方には、案内状を郵送しますので、届かない方は、ご連絡ください。

健康診査名	とき	対象
3~4か月児・産婦健康診査	6/8(木) /22(木)	令和5年2月生まれの乳児と母親
1歳6か月児健康診査	6/6(火) /20(火)	令和3年11月生まれの幼児
3歳児健康診査	6/14(水) /28(水)	令和2年5月生まれの幼児

血管若返り教室

動脈硬化や生活習慣病予防について学び、運動や血管年齢

小井井市民の歯と口の健康

小井井歯科医師会では、小井井市民の歯と口の健康2023を開催します。

時6月18日(日)午前10時~正午、午後1時30分~3時30分(受け付けは3時まで) 所小金井 宮地楽器ホール内▽未就学児塗り絵展示▽小・中学生ポスター展示▽咀嚼力・だ液検査▽歯に関する紙芝居▽はとくち川柳他詳細は市ホームページをご覧ください
【口腔がん検診】
口の中のがんは歯茎や舌に

齢測定も行います。
時6月17日(土)午前9時30分~午後0時30分保健センター
対20~64歳の法定20人(申込順)他保育あり申5月15日から、電話で健康課へ

子育て

予防接種等保健衛生事業は健康ガイドへ

花壇の植え替え体験会

時6月12日(月)午前10時30分から所むささぶらっと公園(本町5-1) 定5組(申込順)他親子での参加歓迎申5月15日から、市申込フォームで環境政策課緑と公園係(☎042-387-9860)へ



市申込フォーム

令和5年度芸術文化振興計画推進事業 0、1歳と保護者のための芸術文化体験連続講座
からだのことで
もっとおしゃべりしよう

0~24か月の乳児とその保護者のためのワークショップです。

時6月5日(月)、26日(月)、7月7日(金)、8月7日(月) ①午前10時~11時30分②午後11時15分~11時45分③午後2時~2時30分(全4回) ※月齢等により①③に振り分け
ます 所小金井 宮地楽器ホール小ホール 出演はらたまほ

できます。口腔がん検診を受けて早期発見をすることが重要です。一度受診した方も、検診を受けることができます。

市内在住の方定50人(申込順)申5月15日から、電話で健康課へ

(振付家・パフォーマー)、松村拓海(音楽家) 対0~24か月の乳児と保護者定各8組(多数抽選) ¥千円他詳細はNPO法人アートフル・アクションホームページ(https://artfullaction.net)をご覧ください 申5月15日~21日に、ファクス、Eメールまたは申込フォームで保護者と乳児の氏名(ふりがな)、乳児の生年月日、電話番号、メールアドレスを明記し、NPO法人アートフル・アクションへ問事業内容と応募について NPO法人アートフル・アクション(☎FAX 042-316-7269) email@artfullaction.net、芸術文化振興計画推進事業について市コミュニティ文化課文化推進係(☎042-387-9923)へ



申込フォーム

子ども家庭支援センター よっこそ ゆりかごへ

時6月2日(金)午前10時30分~11時所保健センター内初めての方に親子あそびひろば「ゆりかご」をご案内します
対未就学児と保護者※プレママ・プレパパも参加できます
申電話または直接、子ども家庭支援センター(☎042-321-3141)月曜・日曜・祝日を除くへ

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金を支給します
物価高騰の影響を踏まえ、

児童育成手当

新規申請は5月中に

児童育成手当は、6月分から審査対象所得の年度が変わり、令和4年中の所得で審査します。

令和3年中の所得が所得制限限度額を超えていた方も、6月分以降は受給できる場合があります。市内在住で、令和4年中の所得が表1の所得制限限度額未満の保護者の方は、申請してください。

支給対象等は表2のとおりです。

表1

令和4年中の 税法上の扶養人数	所得制限限度額
0人	368万4千円
1人	406万4千円
2人	444万4千円

以降1人増すごとに38万円を加算

表2

区分	支給対象	手当の額(月額)	申請に必要なもの
児童育成手当	平成17年4月2日以降に生まれた児童を養育しているひとり親家庭などの方(父または母が重度の障がい有する家庭を含む)	児童1人につき13,500円	保護者と児童の戸籍謄本 ほか
障害手当	20歳未満の心身に障がい(愛の手帳1~3度程度、身体障害者手帳1・2級程度、脳性まひまたは進行性筋萎(い)縮症など)がある児童を養育している方	児童1人につき25,000円	愛の手帳、身体障害者手帳 ほか

*児童福祉施設などに入所している児童を除きます

手当は、原則、申請受付日の翌月分から支給します。6月分から受給するためには、5月31日までに申請手続が必要です。申請方法等、詳しくはお問い合わせください。

なお、現在支給されている方は、申請する必要はありません。

問子育て支援課手当助成係(☎042-387-9839)

*社会保険料控除分(一律8万円)を含む金額です
*所得額=収入から必要経費などを差し引いた額(給与所得者の場合は給与所得控除後の金額)です
*このほか各種控除(医療費控除、ひとり親控除、障害者控除等)を所得額から差し引くことができます

令和5年3月分の児童扶養手当受給者および「令和4年度小井井市子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)」を受給した世帯の方に対し、臨時・特別の給付金を1回限りで支給します。直近で収入が減収した世帯等、申請が必要な方については、改めて市ホームページ等でお知らせします。

報の詐欺にご注意ください問子育て支援課手当助成係(☎042-387-9839)
青少年自然・文化体験交流事業in三宅
中高生サブリダーを募集
8月20日(日)~23日(水)にかけて、三宅島で小学校5・6年生が参加する青少年自然・文化体験交流事業が行われます。この事業に同行する中高生サブリダーを募集します。

定3人¥無料 応募用紙配布場所等コミュニティ文化課(市役所第二庁舎4階)、主な市内公共施設、市ホームページ 応募結果6月30日までに結果をお知らせします 申6月15日(必着)までに、郵送または直接、応募用紙をコミュニティ文化課文化推進係(〒184-0504住所不要)☎042-387-9923)へ

